

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○企業局組織規程の一部を改正する管理規程	一
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	一
○企業局公印規程の一部を改正する管理規程	二
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程	二
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程	二
○工業用水供給規程の一部を改正する管理規程	三
○水道用水供給規程の一部を改正する管理規程	一〇
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程	二二
○企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する管理規程	二二
○仙台港ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程	一五
○企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程	一五
○企業職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程	一六
○企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する管理規程	一六
○企業職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する管理規程	一六
○公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	一六

## 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第四号

企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

## 企業局組織規程の一部を改正する管理規程

企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号中「改革」を「管理」に改める。

第九条第二項中「次の管理事務所」を「次の出先機関」に改める。

第十一条第二項の表中「水道経営改革専門監」を「水道経営管理専門監」に、「改革に関する」を「管理に関する」に改める。

第十四条第一項の表を次のように改める。

名 称	担 任 する 事 務	課
宮城県企業局指定 管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第九条第二項の規定による指定管理者の選定に関する事。	公営事業課
宮城県企業局経営 審査委員会	公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）第二十二条の規定による調査審議に関する事。	水道経営課

第十五条第一項の表を次のように改める。

名 称	位 置	指 定 管 理 者	所 管 課
北上川下流流域下 水道	石巻市、東松島市	株式会社アイ・ケー・エス	水道経営課
北上川下流東部流 域下水道	石巻市、牡鹿郡女 川町	同	同
迫川流域下水道	登米市、栗原市	同	同

## 附 則

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第五号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一大崎広域水道事務所長及び仙南・仙塩広域水道事務所長の項第二号口中「第十三条第二項」を「第十三条第三項」に、同号二中「設置」を「設計」に、「第十六条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

別表第一中南部下水道事務所長及び東部下水道事務所長の項第一号イからハ中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に、同号ト中「第二十五条の十五」を「第二十五条の二十七」に、同号チ中「第二十五条の十六」を「第二十五条の二十八」に改める。

同項第三号中「第二十号」を「第三十条」に改める。

附則

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第六号

企業局公印規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局公印規程の一部を改正する管理規程

企業局公印規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「㊸」を削る。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第七号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表災害応急作業等手当の項中「勸告され、若しくは指定」を「指示」に改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第八号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「確認し、受領印を徴して」を「本人確認書類等で確認し、」に改める。

第七十五条第一項中「受領印を徴さなければ」を「よって受領を確認させなければ」に改める。

第一百五十六条第一項中「連書して押印」を「記名」に改める。

様式第四十八号（裏）中「海田咲」を「海田咲」に改める。

様式第五十七号中「㊸」を削る。

様式第五十八号中「㊸」を削り、「世田」を「田世田」に改める。

様式第六十四号中「㊸」を削り、「志田」を「志田」に改める。

様式第六十五号中「藤田」を「藤田」に改める。

様式第六十九号、様式第七十号及び様式第七十一号中「㊸」を削る。

様式第七十二号中

取 扱 者	取 扱 印	年 月 日	金 額 (円)	受 領 者 氏 名	受 領 者 印
-------------	-------------	-------------	---------------	-----------------------	------------------

を

取 扱 者	摘 要	年 月 日	金 額 (円)	受 領 者 氏 名	受 領 者 確 認
-------------	--------	-------------	---------------	-----------------------	-----------------------

に改める。

様式第七十三号及び様式第七十四号中「㊸」を削る。

様式第七十六号（その一）中

物品使用 者請求印	使用 票 捺 印	物品管理 者受付印
--------------	-------------------	--------------

を

「物品使用者請求書」「使用票」「物品管理受付書」に改める。

様式第七十六号(その二)中「物品使用者請求書」「物品管理受付書」を「物品使用者請求書」「物品管理受付書」に改める。

様式第七十九号中「印」を削る。

様式第八十号(その二)及び様式第八十号(その二)中「契約執行受付書」「受取印」を「契約執行受取印」に改める。

「契約執行受取印」を削る。

様式第八十九号中「印」を削る。

様式第九十九号(その二)中「出納表」「出納印」を「出納表」「出納印」に改める。

「物品使用者受領印」「検取印」を「物品使用者受領印」「検取印」に改める。

様式第九十九号(その二)中「物品使用者受領印」「検取印」を「物品使用者受領印」「検取印」に改める。

様式第一百号中「課長(公所)」を「課(公所)長」に改める。

「課長(公所)」を「課(公所)長」に改める。

附則

1 この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の企業局財務規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の企業局財務規程の規定によるものとみなす。

○宮城県企業局管理規程第九号  
工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。  
令和四年三月三十一日  
宮城県公営企業管理者 櫻井雅之

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「規程に」を「規定に」に改める。

第二条中「それぞれ当該」を「次の」に改め、同条第一号中「配水管」の下に「等」を加える。

第六条第一項を次のように改める。

仙台圏工業用水道及び仙台北部工業用水道に係る工業用水の水質は、原水の水質とし、仙塩工業用水道に係る工業用水の水質は、浄水施設を経由せず送水する場合には原水の水質とし、浄水施設を経由して送水する場合には、おおむね次に掲げる水質とする。

項目	基準
濁度	十度以下
水素イオン濃度	pH六・〇から八・〇まで

第六条第二項中「管理者」を「管理者又は条例第十七条に規定する公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者である株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(以下「運営権者」という。)」に改める。

第七条第二項中「管理者」を「管理者又は運営権者」に改める。

第八条中「得なければ」の下に「、」を加える。

第九条第一項中「工業用水を」を削り、「工業若しくは防火若しくは」を「、工業用水を工業、防火又は」に改め、「し、又は緊急やむを得ない場合を除き第三者に分与」を削り、同条第二項中「前項の防火演習を行おうとするときは、」を削り、「使用者は」の下に「、防火演習のため工業用水を使用しようとするときは」を加え、「管理者の承認」を「申込みを行い、管理者又は運営権者の承認」に、同条第三項中「管理者の命ずる職員」を「管理者の命ずる者又は運営権者の命ずる者」に、「立会のうえ」を「立会の上で」に改め、同条に次の一項を加える。

4 使用者は、管理者の承認を得なければ、緊急やむを得ない場合を除き工業用水を第三者に分与することができない。

第十一条第二項中「工業用水道料金」の下に「(以下「料金」という。)及び条例第十九条第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」を加え、「第二項」を「前項」に改め、「給水開始日から」の下に「起算して」を加える。

第十二条第二項中「変更、又は」を「変更し、又は」に改め、同条第三項中「申請に基づく」を削る。

第十三条第一項から第六項までを次のように改める。

使用者は、給水施設工事施行承認申請書(様式第七号)により、あらかじめ管理者の承認を受けて、管理者が別に定めるところにより、給水施設工事を施行する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者又は運営権者は、使用者から給水施設工事申請書(様式第八号)による依頼を受けて、給水施設工事を施行することができる。

3 前項の依頼に基づき管理者又は運営権者が給水施設工事を施行する場合には、使用者は、管理者の検査に合格した自己の材料を提供することができる。

4 前項の材料検査を受けようとする者は、材料検査申請書(様式第八号の二)により管理者に申込みをしなければならない。

5 第三項の材料検査に要する条例第七条第二項第一号に規定する手数料及び給水施設工事に要する費用は、使用者の負担とする。

6 第二項の依頼に基づき管理者又は運営権者が給水施設工事を施行した場合には、管理者又は運営権者は、工事が完了した後、速やかに当該給水施設を引き渡すとともに、その費用を精算するものとする。

第十三条第七項中「給水施設工事申請書又は給水施設工事施行承認申請書」を「給水施設工事施行承認申請書又は給水施設工事申請書」に改める。

第十四条第一項中「善良な管理者の注意をもつて」を削り、「給水施設の」の下に「適正な」を加え、「異常検査申請書」を「給水施設異常検査申請書」に改め、同条第四項中「管理者」を「管理者又は運営権者」に、「給水施設を定期的に検査し、その」を「給水施設の」に改め、同条第五項中「管理者」を「管理者又は運営権者」に改め、同条第六項中「検査」の下に「に要する条例第七条第二項第二号に規定する手数料及び」を、「その他」の下に「の」を加え、「費用及び」を「費用並びに」に改める。

第十五条第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に、「規定により」を「規定において、管理者が工事等を実施した場合には、」に改め、「とする」の下に「。ただし、運営権者が工事等を実施した場合には、その工事等に要する費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする」を加え、同項第二号中「定めた」を「定める」に改め、同条第二項中「特別の」を「使用者が負担すべき」に、「必要である」を「生じた」に、「使用者と協議のうえ」を「管理者又は運営権者は使

用者と協議の上、」に改め、同条第三項を削る。

第十六条第一項を次のように改める。

使用者は、流末施設工事施行承認申請書(様式第十号)により工事の設計等につきあらかじめ管理者の承認を受けた上で、流末施設工事を施行する。

第十六条第三項中「とする」の下に「。ただし、運営権者に前項の規定による工事の設計又は監督を委託した場合には、費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「様式第十一号」を「様式第十二号」に、「管理者」を「管理者又は運営権者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営権者は、使用者から流末施設工事申請書(様式第十一号)による依頼を受けて、流末施設工事を施行することができる。

3 流末施設工事に要する費用は、使用者の負担とする。

4 第二項の依頼に基づき運営権者が流末施設工事を施行した場合には、運営権者は、工事が完了した後、速やかに当該流末施設を引き渡すとともに、その費用を精算するものとする。

5 第二項の依頼に基づき運営権者が流末施設工事を施行した場合には、その工事等に要する費用の額は、使用者と協議の上、運営権者が決定するものとする。

第十七条第一項中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改める。

第十八条第二項中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改める。

第十九条第二項中「規定により」の下に「貸与を受けた」を加える。

第二十条第一項中「量水器に」を「毎月定例日に量水器に」に、「管理者が」を「管理者又は運営権者が」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 管理者は、前項の規定により測定され、又は認定された使用水量を工業用水使用水量通知書(様式第十五号)により使用者に通知する。

第二十条第三項中「職員」を「者」に、「様式第十五号」を「様式第十六号」に改める。

第二十二條第二項中「箇所」を「箇所」に改める。

第二十四條第二号中「第九条第一項又は同条第三項」を「第九条第一項、同条第三項又は同条第四項」に改め、同条第四号中「料金、手数料等」を「料金、利用料金、手数料及び費用等」に改める。

第二十五条第三項中「する」の下に「。ただし、費用を所有者が負担する場合には、同条中「使用者」とあるのは「所有者」と読み替えるものとする」を加える。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。  
(料金等の徴収等)

第二十六条 料金及び条例第八条の規定による延滞金（以下「延滞金」という。）は管理者が徴収し、利用料金及び利用料金に係る遅延損害金（以下「遅延損害金」という。）は運営権者が徴収するものとする。ただし、運営権者が県に委託することにより、管理者が料金と併せて利用料金を、延滞金と併せて遅延損害金を徴収することを妨げない。

2 料金及び利用料金は、毎月徴収するものとし、その月に係る分を翌月末日（その日が金融機関の休業日に当たる場合にあつては、その翌営業日）までに、延滞金は管理者の、遅延損害金は運営権者の指定する期日までに、納入通知書による納入又は口座への振込みにより支払わなければならない。

3 前項に規定する料金の納入期日について、管理者が必要があると認めるときは、前項に規定する料金の納入期日以後の日に変更することができる。前項に規定する利用料金の納入期日について、運営権者が必要であると認めるときも、同様とする。

（手数料及び費用の納入方法）

第二十七条 使用者又は所有者が管理者又は運営権者に納入すべき手数料及び費用については、次に掲げる期日までに、次に掲げる方法により納入するものとする。

項目	期 日	納 入 方 法
第十三条第五項の費用、第十四条第六項中「前項の必要な処置に要する費用」及び第十六条第七項の費用	管理者又は運営権者が指定する日	管理者又は運営権者が指定する方法
第十三条第五項の料金、第十四条第六項中「前項の必要な処置に要する費用」及び第十五条第二項の費用	管理者が指定する日	納入通知書による納入又は口座への振込み
第十六条第三項の費用	運営権者が指定する日	運営権者が指定する方法

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「国」を削り、「宮城県公営企業管理者 殿」を「宮城県公営企業管理者 殿」に改める。

株式会社みずすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿 に改める。  
（どちらか一方を二重線で消去願います）

様式第四号中「国」を削り、「7 給水開始希望月日」を「7 給水開始希望年 月 日」に改める。

様式第五号中「2 給水開始月日」を「2 給水開始年 月 日」に改める。

様式第六号中「甲」を削り、「7 変更後の給水開始希望月日」を「7 変更後の給水開始希望年 月 日」に改める。

様式第六号の二中「2 給水変更開始月日」を「2 給水変更開始年 月 日」と、「4 給水廃止月日」を「4 給水廃止年 月 日」に改める。

様式第七号を次のように改める。

給水施設工事施行承認申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者

殿

住所  
氏名

下記のとおり給水施設工事を施行したいので、工業用水供給規程第13条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 工事の種類

新設、増設、改造、変更、撤去、修繕

2 工事の施行予定箇所

3 基本水量

立方メートル

4 工事内容 別冊設計書のとおり

5 工事施行業者

住所  
氏名

6 工事期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第13条関係)

給水施設工事申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿  
株式会社みずびやネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿  
(どちらか一方を二重線で消去願います)

住 所  
氏 名

下記のとおり給水施設工事を施行願いたく、工業用水供給規程第13条第2項の規定により申請します。

記

- 1 工事の種類  
新設、増設、改造、変更、撤去、修繕
- 2 工事の施行予定箇所
- 3 基本水量  
立方メートル
- 4 流末施設との接続位置  
別紙工場平面図及び配管図のとおり
- 5 希望完成年月日  
年 月 日

様式第八号の二を次のように改める。

様式第8号の2 (第13条関係)

材 料 検 査 申 請 書

年 月 日

宮城県公営企業管理者

殿

住 所  
氏 名

下記のとおり給水施設工事のため自己材料を使用したいので検査されたく、工業用水供給規程第13条第4項の規定により申請します。

記

1 給水施設の場所

2 給水施設工事申請年月日

3 自己材料 別紙調書のとおり

(注) 1 自己材料については、品質、規格、数量等を記載した調書を添付すること。

2 廃止給水施設を使用する場合には、当該施設の調書、平面図、構造図等を添付すること。

様式第九号及び様式第十号中「回」を削る。  
様式第十五号の次に次の様式を加え、同様式を様式第十六号とする。

様式第16号 (第20条関係)

表

第 号	所 属 氏 名
写 真	職 氏 名
年 月 日	検 針 業 務 員 証 明 書
宮城県企業局長 株式会社みずびつネジメントみやぎ 代表取締役社長	
国	

裏

工業用水供給規程抜すい

第20条第3項 使用水量の測定に従事する者は、身分を示す証票(様式第16号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第21条 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、給水を停止することがある。

1 正当な理由がなく、第9条第3項、第14条第4項、第20条第1項又は第22条第1項に規定する職員の職務執行を拒み、又は妨げたとき。

様式第十四号を様式第十五号とする。

様式第十三号中「国」を削り、同様式を様式第十四号とする。

様式第十二号中「国」を削り、同様式を様式第十三号とする。

様式第十一号中「国」を削り、「宮城県公営企業管理者 殿」や

「宮城県公営企業管理者 殿

株式会社みずびつネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿」

(どちらか一方を二重線で消去願います)

「第16条第2項」や「第16条第6項」に於て、同様式を様式第十一号とする。

様式第十号の次に次の様式を加える。

様式第11号 (第16条関係)

流 末 施 設 工 事 申 請 書

年 月 日

株式会社みずびマネジメントみやぎ 代表取締役社長 殿

住 所  
氏 名

下記のとおり流末施設工事を施行願いたく、工業用水供給規程第16条第2項の規定により申請します。

記

- 1 工事の種類  
新設、増設、改造、変更、撤去、修繕
- 2 工事の施行予定箇所
- 3 基本水量  
立方メートル
- 4 希望完成年月日  
年 月 日

附 則

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十号

水道用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

水道用水供給規程の一部を改正する管理規程

水道用水供給規程（昭和五十五年宮城県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「管理者」を「管理者及び条例第十七条に規定する公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者である株式会社みずびマネジメントみやぎ（以下「運営権者」という。）」に改め、同条第二項中「管理者」を「管理者又は運営権者」に改め、同条第三項中「県」を「県及び運営権者」に改め、同項ただし書中「県」を「県又は運営権者」に改める。

第八条第三項中「測定し、又は認定した毎月の給水量及び当該月の供給料金を「測定され、又は認定された毎月の給水量、当該月の条例第六条の規定による料金（以下「料金」という。）」及び条例第十九条第一項の規定による利用料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第九条中「管理者」を「管理者及び運営権者」に改める。

第十条中「管理者」を「管理者又は運営権者」に改める。

第十一条を次のように改める。

（料金等の徴収等）

第十一条 料金及び条例第八条の規定による延滞金（以下「延滞金」という。）は管理者が徴収し、利用料金及び利用料金に係る遅延損害金（以下「遅延損害金」という。）は運営権者が徴収するものとする。ただし、運営権者が県に委託することにより、管理者が料金と併せて利用料金を、延滞金と併せて遅延損害金を徴収することを妨げない。

2 料金及び利用料金は、毎月徴収するものとし、その月分を翌月二十五日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日）までに、延滞金は管理者の、遅延損害金は運営権者の指定する期日までに納入通知書により納入しなければならない。

3 前項に規定する料金の納入期日について、管理者が必要があると認めるときは、前項に規定する料金の納入期日以後の日に変更することができる。前項に規定する利用料金の納入期日について、運営権者が必要があると認めるときも、同様とする。

4 年間給水量（当該年度における給水量をいう。以下同じ。）が年間責任水量（当該年度における一日の最大給水量として第五条の規定により管理者が給水対象ごとに定める水量に第七条に規定す

る率を乗じ、これに当該年度の日数を乗じて算定した水量をいう。以下同じ。)に満たないときは、  
 条例別表第一に規定する使用料金(以下「使用料金」という。)の額に、年間責任水量から年間給  
 水量を差し引いた水量(以下「不足水量」という。)を乗じて得た額を三月分の使用料金に加算し  
 て徴収するものとする。

5 年間給水量が年間責任水量に満たないとき、かつ、利用料金を徴収するときは、不足水量に応じ  
 た利用料金相当額を三月分の利用料金に加算して徴収するものとする。この場合において、前項に  
 規定する三月分の使用料金に加算して徴収する額は、前項の規定により算出した三月分の使用料金  
 に加算して徴収する額から当該不足水量に応じた利用料金相当額を減じたものとする。  
 様式第一号及び様式第二号中「㊸」を削る。  
 様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第8条関係)

水道用水給水量等通知書

月 分

市 町 村 名 称	代 表 者 氏 名		給水量 当月給水量	料 (水道用水供給料金 基本料金 使用料金 計	利用料金	料金及び 利用料金計	記 事
	測定年月日						

水道用水供給規程第8条第3項の規定により上記のとおり通知します。

年 月 日

宮城県公営企業管理者

印

附 則

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十一号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「㉑」を削る。

様式第三号中「㉒」を削る。

様式第六号及び様式第六号の二中「㉓」を削る。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第20条関係）

行 政 財 産 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

申 請 人 住 所 名 氏 名  
連 帯 保 証 人 住 所 名 氏 名  
㉑  
㉒

下記のとおり行政財産の使用許可を得たいので、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 財産の所在
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 使用目的
- 5 使用期間

添 付 書 類

- 1 個人の場合
  - 申請人が本人であることを確認できる書類（運転免許証等の公的身分証明書等）
  - 印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）
  - 暴力団等に該当しない旨の誓約書
  - 関係図面その他の書類
- 2 法人の場合
  - 登記事項証明書
  - 定款又は寄附行為の写し
  - 印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）
  - 暴力団等に該当しない旨の誓約書
  - 関係図面その他の書類

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号（第29条関係）

行政財産使用料減免申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

申請人住所  
氏名

下記のとおり行政財産使用料の減免を受けたいので、必要書類を添えてお願いします。

記

- 1 財産の所在地
- 2 財産の種類
- 3 面積又は数量
- 4 使用目的
- 5 使用希望期間
- 6 使用料減免申請の理由

様式第十一号の次に次の様式を加える。

様式第十一号の2 (第29条関係)

県有財産貸付料減免申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

申請人住所名  
氏名  
連帯保証人住所名  
氏名  
印  
印

下記のとおり県有財産貸付料の減免を受けたいので、必要書類を添えてお願いします。

記

- 1 財産の所在地
  - 2 財産の種類
  - 3 面積又は数量
  - 4 借受目的
  - 5 借受希望期間
  - 6 貸付料減免申請の理由
- 添付書類 申請人及び連帯保証人の印鑑証明書

「申請人住所氏名住所氏名住所氏名」を  
 様式第十三号及び様式第十五号中  
 連帯保証人住所氏名住所氏名住所氏名」  
 ⑤⑥⑦

「申請人住所氏名」に改める。

「借受人住所氏名住所氏名住所氏名」を  
 様式第十六号中  
 連帯保証人住所氏名住所氏名住所氏名」  
 ⑤⑥⑦

「借受人住所氏名」に改める。

様式第十九号から様式第二十一号中「印」を削る。  
 様式第二十五号(その七)中「担当印」を「担当確認」に改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の企業局固定資産等管理規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の企業局固定資産等管理規程の規定によるものとみなす。

○宮城県企業局管理規程第十二号

企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程(平成六年宮城県企業局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

様式第二号、様式第三号、様式第五号、様式第九号、様式第十三号、様式第十四号及び様式第十九号中「印」を削る。

様式第二十号中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を  
 「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 署名又は印」に改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十三号

仙台港ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

仙台港ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

仙台港ビジネスサポートセンター管理規程(平成十一年宮城県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第五号、様式第六号、様式第八号、様式第十三号及び様式第十四号中「印」を削る。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の仙台港ビジネスサポートセンター管理規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の仙台港ビジネスサポートセンター管理規程の規定によるものとみなす。

○宮城県企業局管理規程第十四号

企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の修学部分休業に関する規程(平成十七年宮城県企業局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(所屬)修学(印)」を削る。

様式第四号中「(所屬)修学(印)」を削り、「氏名」を「氏名」に改める。

